［(注１）～（注５）　略］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、申請者（申請者の子会社を含む。）における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の４分の１以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　略］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

［(注12)・(注13)　略］

イ　議決権割合に関する事項

［表略］

［(注１）～（注８）　略］

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。法人（(C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。）にあつては、登記事項証明書を添付すること。

⑵　人工衛星局及び宇宙局

法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他これらに準ずる議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

［ア　略］

［42～44　略］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

記

［１・２　略］

３　［略］

［注１～３　略］

［(注１）～（注５）　同左］

（注６）　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

［(注７）～（注10）　同左］

（注11）　表に記載の内容を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

［(注12)・(注13)　同左］

イ　外資議決権比率に関する事項

［表同左］

［(注１）～（注８）　同左］

（注９）　(C)及び(D)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿（全ての株主について記載があるもの。）、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

⑵　［同左］

法第５条第２項各号のいずれにも該当しない場合に限り記載すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

［ア　同左］

［42～44　同左］

別表第四号　無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式（第12条第２項及び第25条第１項関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［同左］

記

［１・２　同左］

３　［同左］

［注１～３　同左］